

答弁書第九〇号

内閣参質一八六第九〇号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

原子力規制委員会においては、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、原子力発電所がその基準に適合しているか否かを確認することとしているところであり、また、安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、事業者においても、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

同委員会の専門的な判断により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等への適合性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組んでまいりたい。

